

防衛省・自衛隊における新型コロナウイルス
の感染拡大防止に向けた取組について



令和2年5月
防衛省

防衛省・自衛隊における感染症対策について

防衛省・自衛隊では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、各種の取組を推進しています。

【一般感染対策】

- 全国の部隊にマスクの着用やうがい・手洗い、咳エチケットなどを徹底するよう通知するとともに、分かりやすいパンフレットを配布し周知しています。



【行事の中止等】

- 講演会や音楽会などの行事は、原則、中止又は延期しています。
- どうしても必要な行事を開催する場合には、感染症対策を確実に講じています。



中止例：定期演奏会



継続例：隊旗授与式など

防衛省・自衛隊における感染症対策について

【勤務態勢】

- 職場や通勤時における感染を防止するため、交代制勤務の実施等を行い、テレワークを含む在宅勤務を積極的に進め、出勤する職員が半数を超えることがないよう取り組んでいます。
- 出勤する場合にも、フレックスタイム制や、早出遅出勤務を活用し、混雑時間帯を回避した出勤を推進しています。



【外出の制限】

- 「3つの密」を避けるため、帰省のほか、宴会や会合への参加等、不要不急の外出は厳に慎むこととしています。
- 営内者には、外出を希望する場合、行き先を明示して所定の手続きを行い、休業要請の対象施設には近づかないよう指導しています。
- 営外者も、外出の必要性を慎重に検討し、自制のある行動をするよう指導しています。

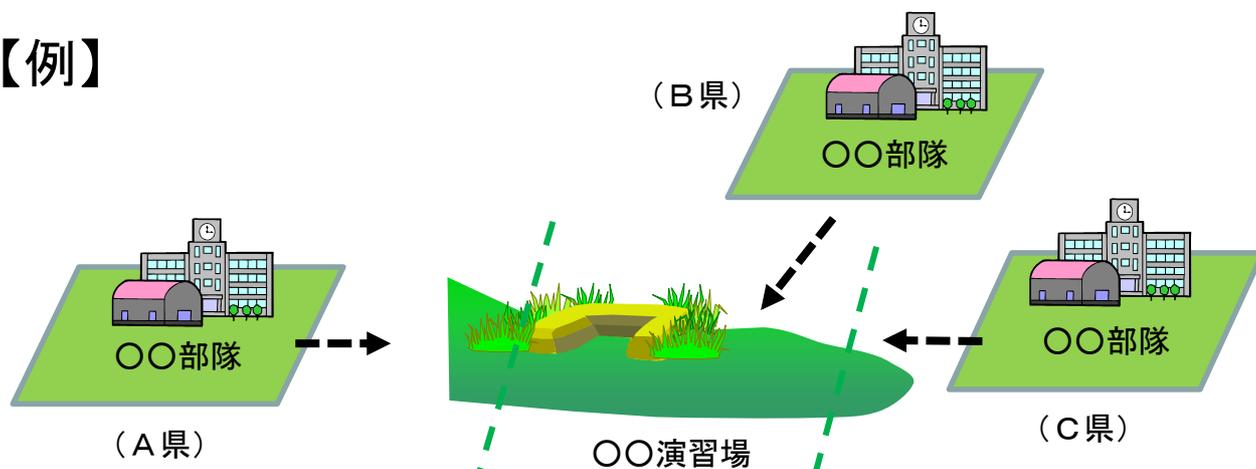


教育訓練の方針について

自衛隊は有事に即応して対処する組織です。その任務遂行のため、教育訓練を行うことはとても重要です。

- 複数の部隊等が集合※して行う教育訓練は、当面実施を控えます。
- 駐屯地・基地等の人員の半数超が参加する教育訓練は、原則中止又は延期しています。

【例】



※ 広い演習場を複数の部隊が使用する場合、区域を分け部隊間の距離を保って実施

- 同じ駐屯地・基地等に所在する同じ部隊、艦艇・航空機等の教育訓練などは、部隊長等の判断で継続させて頂くことにしています。

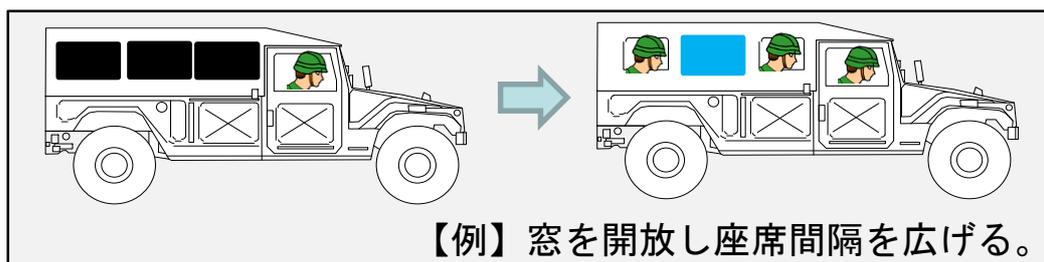


教育訓練を行う場合には、しっかりとした感染症対策をとります。

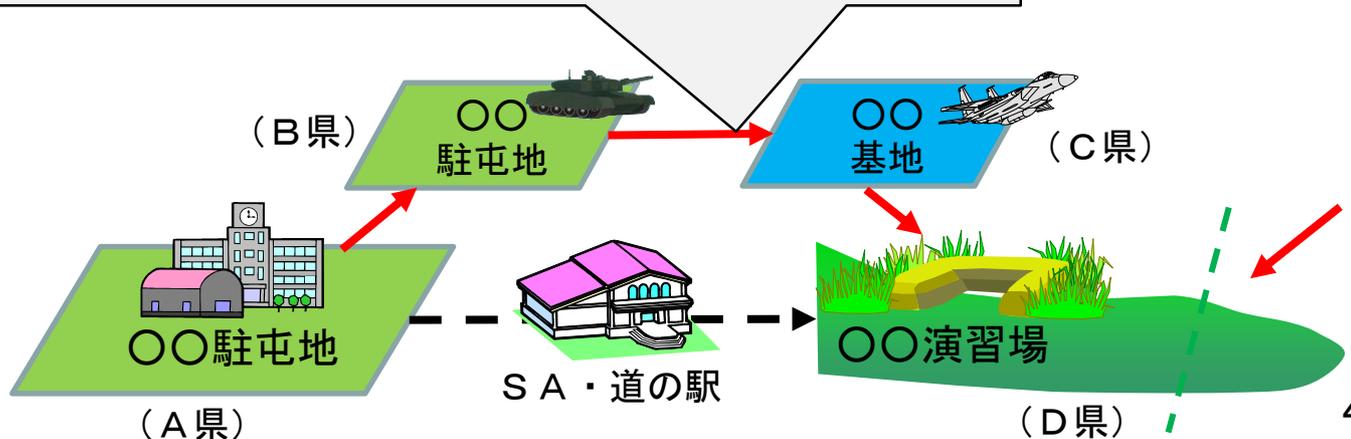
- 教育訓練を行う場合には、マスクを着用して手洗い・うがいを徹底し「3つの密」を避けます。また、参加する際には検温等を実施し、体調不良の隊員は教育訓練には参加しません。



- 車両移動に当たり、窓の開放に努めます。
- サービス・エリアや道の駅の使用は控え、駐屯地・基地で休憩します。
- やむを得ず民間施設を使用する場合は、マスクの着用、手指の消毒を確実にを行います。



- 乗車人員の削減
【例】
・高機動車
10名 → 5名



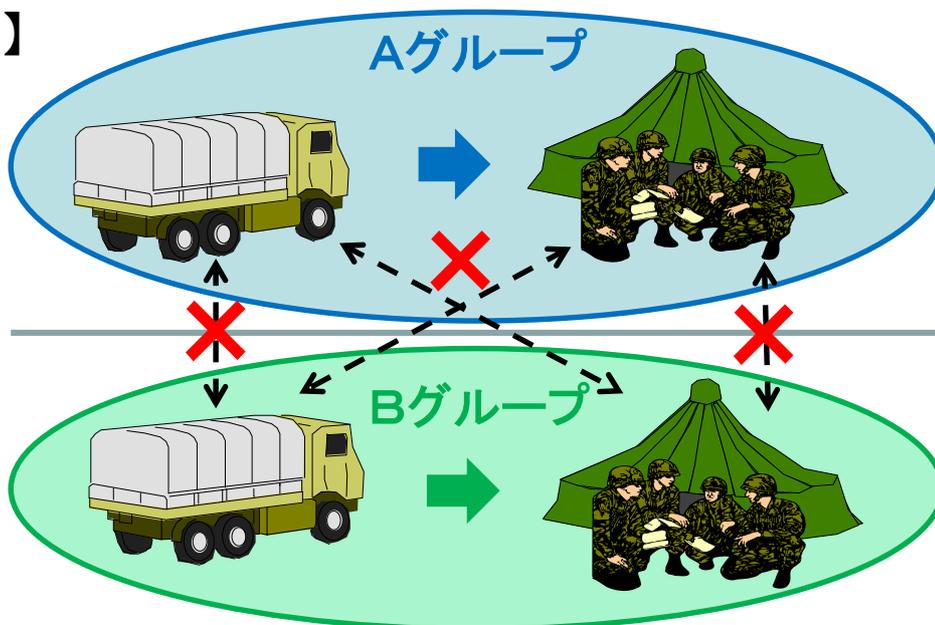
各部隊ごと、感染症対策の取組を徹底しています。

- 演習場近傍にある民間施設の利用を禁止しています。
- 食材は現地調達せず携行することとし、それでも足りない場合は、戦闘糧食（レトルト食品）を多用し民間事業者との接触を局限しています。



- 宿泊する天幕や廠舎※の区分と、移動車両の乗車区分を同じにして（下図例参照）、隊員同士の接触機会を局限するよう講じています。
- 天幕において、ビニール等で仕切りをつくり飛沫防止を講じています。 ※自衛隊が演習の際に用いる宿泊施設

【例】



○天幕使用人数の削減

- ・業務用天幕
8名 → 4名
- ・宿営用天幕
6名 → 2名

演習に行く際の移動車両や宿泊する天幕は、各グループごと区分を同じにする。